

JR東海労ニュース

No.1418
2010年3月18日
JR東海労働組合

組合掲示物の一方的撤去は違法だ！ 会社は不当労働行為を認め中労委命令を履行せよ！

大阪第二運輸所で会社が組合掲示物を一方的に撤去したことについて、労働委員会が「不当労働行為である」と認定しました。しかし会社がこれを不服として争っていた事件で、最高裁判所は3月16日に上告を棄却しました。

本部は、この最高裁決定で会社の違法行為が確定したことをうけ、謝罪等を求め申し入れを行いました。

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之 殿

JR東海労申第30号
2010年3月18日

JR東海労働組合
中央執行委員長 鈴木 富雄



最高裁判所の決定に対する申し入れ

3月16日、最高裁判所第三小法廷は、東京高等裁判所平成21年（行コ）第134号不当労働行為救済命令一部取消救済控訴事件について、会社の上告を棄却した。これにより、JR東海労大阪第二運輸所分会が救済を求めてきた、組合掲示板からの掲示物の撤去が不当労働行為であることが確定した。よって、この決定に基づき下記の通り申し入れるので、決定を真摯に受け止め、誠意を持って対応すること。

記

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所が認定した中央労働委員会命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、今次協約協定改定交渉における「これまでと同様、今後も不当労働行為をはじめ違法行為は行わない」「不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
3. 組合に対する謝罪文の手交は、社長より中央執行委員長、地本執行委員長及び当該分会長に直接行うこと。
4. 謝罪文の手交については窓口において、日時等について事前に合意すること。
5. 労働協約第17条（掲示内容）の条文に、中労委命令に「附言」として記載されている「撤去について理由を明示し、組合に考慮の暇を与えること等、相当な手続き・手順を踏むこと」を明文化すること。

以上

最高裁判所が認めた
不当労働行為について申し入れ！